

答 申 第 3 5 4 号  
平成23年12月22日

千葉県議会議長 伊藤 和男 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年2月14日付け千議総第870号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第447号

平成23年1月28日付けで異議申立人から提起された、平成22年12月10日付  
け千議総第695号で行った公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県議会議長（以下「議長」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

議長が、平成22年12月10日付け千議総第695号で行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取消し、開示決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 2004年（平成16年）9月10日最高裁第2小法廷は、福井県職員のカラ出張をめぐる取りまとめ文書を県が非公開とした処分を取り消した。

すなわち、最高裁第2小法廷は、「県は外部に調査報告書を公表しているが、その基礎となった調査過程の文書も開示の対象となると考えられる。」と認定した。

(2) 2004年11月11日最高裁第1小法廷は、大分県庁と大分県教育委員会が不正支出をめぐり内部調査資料を非開示とした処分を取り消した。

すなわち、最高裁第1小法廷は、「県は調査報告書を公表しているが、その基礎資料となった文書もこれと同じく公文書として公開の対象となる。」と認定した。

(3) 以上2つの最高裁判例より、政務調査費の領収書の写しは閲覧に供され公表されているのだからその基礎資料である領収書原本も公文書として公開の対象となると解するのが相当である。

(4) 政務調査費は、議員個人や会派の所得ではない。

よって、その領収書の所有権は議員個人や会派にはない。

その領収書の所有権は千葉県議会議長に属する。

今や、船橋市議会他多くの議会で領収書の原本を閲覧に供している。千葉県議会議長は、全議員、全会派から領収書を提出させ、ただちに原本を開示すべきである。

第3 議長の説明要旨

議長の説明要旨は、おおむね以下のとおりである。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、議長に対し、千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号。以下「条例」という。）に基づき、平成22年11月26日付けで、「平成21年度千葉県議会議長の政務調査費の領収書一式の原本」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

議長は、本件請求の対象となる公文書は保有していないため、本件決定を行った。

2 不開示決定理由について

本件請求において対象となる文書は、政務調査費に係る領収書の原本である。

各会派及び議員は、千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年千葉県条例第1号。以下「交付条例」という。）第10条の規定により、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出し、併せて「当該

収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（領収書その他の証拠書類を徴し難い事情があったときは、議長が別に定める書類）を議長あてに提出することになっている。

また、千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年3月30日議会告示第2号。以下「交付規程」という。）第9条の規定により、会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、領収書その他の証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない旨規定されている。

よって、領収書の原本は会派の政務調査費経理責任者及び議員において保管されているところである。

また、条例及び千葉県議会公文書管理規程（平成14年3月29日議会告示第1号）により、公文書とは、千葉県議会事務局の職員（以下「議会事務局職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書であって、議会事務局職員が組織的に用いるものとして、議長が保有しているもの、とされており、領収書その他の証拠書類の原本については、議会事務局職員が取得した文書ではなく、議長が保有している文書でもないことから、条例の適用を受けず公開の対象とはならない。

なお、異議申立人は、領収書の所有権は議長に属するとし、議長は、全議員及び全会派から領収書を提出させ、ただちに原本を開示すべきである旨主張するが、議長は交付条例第11条の規定による調査権を有しているものの、この権利は政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができることを定めたものであり、所有権にまで及ぶものではない。

以上の理由により、本件請求については、不開示の決定をしたものである。

### 3 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立書に異議申立ての理由を述べているが、要約すると「判例においては、公表された報告書等の調査過程の文書及び基礎資料は公開の対象とすべきであるとされていることから、政務調査費収支報告書の領収書の写しは閲覧に供され公表されているのだから、その基礎資料である領収書原本も公文書として公開の対象となると解するのが相当である。」また、「政務調査費は議員個人や会派の所得ではないので、その領収書の所有権は議員個人や会派にはなく、議長に属する。他の議会においては領収書の原本を閲覧に供しており、議長は全会派、全議員から領収書を提出させ、ただちに原本を閲覧に供すべきである。」とし、領収書の原本の不開示に対して異議を申し立てたものであるが、上記2の理由により不開示とすることとし、情報公開審査会に諮問するものである。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び議長の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

### 1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、議長の説明要旨1のとおりである。

これに対し、異議申立人は、平成23年1月28日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

## 2 公文書の不存在について

議長は、本件請求に係る公文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

(1) 政務調査費については、交付条例第10条第1項により、会派の代表者及び議員は収支報告書を議長に提出しなければならないとされており、同条第4項には、政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しについて、収支報告書に添付する旨、規定されている。

また、政務調査費にかかる領収書については、交付規程第9条により、会派の政務調査費経理責任者及び議員において、整理保管し、保存しなければならないとされている。

しかしながら、上記法令等は本件対象文書を議長に提出することについて、会派の代表者、政務調査費経理責任者及び議員に義務づけているものではない。

(2) また、交付条例第11条では、議長は「収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」と規定しているが、議会事務局職員に確認したところ、当該規定に基づく調査については、平成14年度以降実施したことはないとのことである。

(3) 上記より、本件請求の対象となる公文書について、議会事務局職員が職務上取得した文書ではなく、議長が保有している文書でもないとの議長の説明に、特段不合理な点は認められない。

(4) なお、法令等の規定によれば、政務調査費の領収書の写しについては、議会事務局職員が職務上取得した文書であって、組織的に用いるものとして、議長が保有しているものと認められる。そこで、当審査会の事務局職員をして、議長と異議申立人とのやりとりについて確認したところ、異議申立人は、政務調査費の領収書の写しについて交付規程第10条による収支報告書等の閲覧請求による閲覧を行っており、併せて写しの交付も受けているとのことである。そして、本件請求にあたっては、議会事務局職員が法令等の規定を説明し、領収書の原本を保有していない旨の説明を行っているとのことである。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件異議申立ての判断とは直接関係のない主張であり、当審査会では判断しない。

## 4 結論

以上のとおり、議長の行った本件決定は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 2. 14	諮問書の受理
23. 3. 25	実施機関の理由説明書の受理
23. 10. 28	審議
23. 11. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成23年11月25日現在)